

# 札幌市農地流動化奨励金について

利用権設定により賃貸借した場合、「農地流動化奨励金」を交付しています。交付要件等は、以下のとおりです。

## < 交付要件 >

対象農地	札幌市内の農用地区域内の農地
賃貸借の方法	利用権設定による賃貸借
賃貸借期間	3年以上
貸し手の要件	対象となる農地所有者 (農家・非農家、札幌市民か否かは問いません。)
借り手の要件	札幌市中核登録農家 認定農業者
その他	併せて、農協奨励金を交付します。この場合、生産物の出荷要件と組合員要件があります。

## < 交付額一覧表 >

区 分		賃貸借期間3～5年		賃貸借期間6年以上	
		新規 対象農地	再設定 対象農地	新規 対象農地	再設定 対象農地
普通畑	貸し手	15,000円	10,000円	42,000円	28,000円
	借り手		—		—
飼料畑	貸し手	3,600円	2,400円	9,900円	6,600円
	借り手		—		—

10a当たりの額 (基準額)

## < 用語及びその他の交付要件 >

- 「飼料畑」とは、畜産又は養鶏などの飼育される動物に餌として与えられる作物とし、それ以外の農地を「普通畑」といいます。
- 新規対象農地は、初めて農地流動化奨励金の交付対象となる農地をいいます。(但し、平成16年度～平成21年度の水田農業構造改革交付金(産地づくり交付金)及び平成22年度戸別所得補償モデル対策の交付対象地は再設定対象農地となります)
- 再設定等対象農地は、すでに農地流動化奨励金を受けている農地をいいます。
- 現在、利用権設定が行われている農地のうち、水田農業構造改革交付金(産地づくり交付金)及び戸別所得補償モデル対策の対象地で利用権設定が継続している場合は、契約期間満了後の再設定(異なる借り手との新規契約を含む)時より支払いを開始します。
- 上記対象地のうち36ヶ月を満たずに途中解約し、当初の契約期間内に新たに利用権設定が行われたときは、その契約に基づく農地流動化奨励金は交付の対象となりません。
- 1世帯あたりの交付限度額は、同一年度で50万円です。
- 農地流動化奨励金の交付は、3年以上6年未満の賃貸借期間について、1年目に交付し、6年以上の賃貸借期間は、1年目と4年目の2回に均等に分割して交付します。

## < 申請手続き >

札幌市又は札幌市農協が毎年12月に対象となる方に申請書類を送付します。

問 い 合 わ せ 先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.211-2406